

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 長崎市社会福祉事業協会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日までの 2年間
2. 内容

目標① : 令和7年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを継続設定、実施する。

【 対 策 】

- 令和5年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年4月～ 職場内検討委員会での検討開始
- 令和5年4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修(年2回)及び職員への周知(毎月)

目標② : 令和7年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

【 対 策 】

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年4月～ 職場内検討委員会での検討開始
- 令和5年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始